

古市古墳群の緩衝地帯内での制限について（概要）

建築物等の制限

古墳の保護や古墳周辺の環境整備とともに、緩衝地帯では、

建築物の **高さ** **形態意匠**

屋外広告物の **大きさ等**

を制限。

制限の種類

建築物の高さは

高度地区
(都市計画法)

建築物の形態意匠は

景観地区
(景観法)

屋外広告物の大きさ等は

大阪府屋外広告物条例
(屋外広告物法)

緩衝地帯の設定範囲（羽曳野市域）

 緩衝地帯
 資産近傍

